

# 農業制度資金の概要

◎ **農業機械や施設の取得、新技術導入、農地購入、就農研修を受ける場合など、営農や経営改善をサポートする低利融資制度です。**

◎ 実際に借入を希望される方は、農機商組合、銀行等融資機関、県合同庁舎内の農業農村支援センター、市町村役場農業担当課等にご相談ください。

(赤字部分が今回変更部分です。)

## 施設の設置、農機具・家畜等の購入など経営改善のための資金

(貸付利率は令和5年7月20日現在)

資金名(融資機関)	対象者	資金用途	融資率及び限度額	貸付利率
農業近代化資金 (農協、銀行等) ※	農業経営の改善を 図ろうとする農業者	農業建築物の改良・造成・ 取得	認定農業者 100%	0.30～0.55 金利負担軽減特例・ TPP等関連は当初の 5年間は無利子
		農業用機械器具類の 改良・取得 果樹等の永年作物の植栽 又は育成 家畜等の購入又は育成	認定新規就農者およびその他の 担い手 80% (個人 1,800万円) (法人 2億円)	15年以内  0.70
農業経営基盤強化資金 (農協、銀行、日本政策 金融公庫等)	農業経営の改善を 図ろうとする認定 農業者	農地等の取得	実質化プラン対象者 100% (個人 3億円) (法人 10億円)	25年以内 「実質化プラン」に地域 の中心となる経営体と して位置づけられた農 業者等で一定の要件を 満たす者 貸付当初5年間、実質 無利子
		農業施設・機械等の改良・ 造成・取得等 家畜・果樹等の導入	実質化プラン対象外 100% (個人 3億円) (法人 10億円)	
農業改良資金 (農協、銀行、日本政策 金融公庫等)	新部門の開始・新 技術の導入等を行 おうとする農業者	新たな農業部門の経営 開始 新たな加工事業の経営 開始 農畜産物又はその加工品 の新たな生産方式・販売 方式の導入など	・エコファーマー(導入計画に従い 持続性の高い農業生産方式を 導入する方) ・六次産業化法や農商工連携促進 法の認定を受けた方等 100% (個人 5,000万円) (法人 1億5,000万円)	12年以内 無利子
経営体育成強化資金 (農協、銀行、日本政策 金融公庫等)	農業経営の改善を 図ろうとする認定農 業者以外の方	農地等の取得 農業施設・機械等の改良・ 造成・取得等 家畜・果樹等の導入	80% (個人 1億5,000万円) (法人 5億円)	25年以内 0.70

\*認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者

\*実質化プラン対象者:実質化プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた者

## 新規就農のための資金

資金名(融資機関)	対 象 者	資 金 使 途	融 資 率 及 び 限 度 額	償 還 期 間	貸 付 利 率
青年等就農資金 (日本政策金融公庫等)	新たに就農しようとする 青年等で青年就農計画 の認定を受けた方	農業経営を開始する際の 機械の導入、施設の設置 等に必要な経費	100% 3,700万円 (特認 1億円)	17年以内	無理子
農業経営開始資金 (農協、銀行等) ※	定年等により就農・帰農 しようとする方・新たに 農業分野に参入しようと する法人等	同 上	80% (個人 200万円) (法人 1,000万円)	7年以内	0.70

### (留意事項)

- (1) 貸付利率は令和5年7月20日から適用するものです。最新の貸付利率は融資機関へお問い合わせください。
- (2) 償還期間は各資金における最長期間を掲載しています。資金用途によっては償還期間が短くなる場合があります。
- (3) 資金の詳細は、市町村役場・役所の農業担当課、県の合同庁舎内の農業農村支援センターへご相談ください。
- (4) 資金借り入れには融資期間の審査があります。資金借入相談の場合は、お近くの銀行・JA金融課へお問い合わせください。
- (5) ※印の資金は県の利子補給承認が必要です。県の利子補給承認前に、工事の開始・機器納品等を行うことはできません。